【重要なお知らせ】

お客様　各位

株式会社サンライフコーポレーション

〒309-1702 茨城県笠間市五平61-10

℡ 0296-73-6681

平成29年4月1日より改正FIT法（**売電に関する法律**：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）が施行されました。

すでに売電を行っている発電所を含め、全ての発電権利について、平成29年9月30日  
までに経済産業省 資源エネルギー庁へ事業計画を提出する必要がございます。

本手続きを行わず、新制度による認定を受けられなかった場合は、**売電権利を失効（売電の取り消し）**となることになります。

現在、弊社でも再申請作業につきまして準備を進めております。

準備が整い次第、ご案内させていただきますので、いましばらくお待ちください。

ご不明な点は担当営業までお問合せくださるようお願いいたします。